

## 氷見市地域ぐるみ環境保全促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則(昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。)第22条の規定に基づき、氷見市地域ぐるみ環境保全促進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地域活動の担い手不足を補い、地域の生活環境を保全するため、地域の草刈り作業や除雪作業を行う自治会に対し、草刈機及び除雪機の借上又は購入に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自治会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地域の生活環境保全に供する活動(道路、河川、水路、公園及び広場等の公共的な施設等の環境保全事業、および地域住民の安全確保を目的とした生活環境整備)を対象とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する事業の実施に要する草刈機又は除雪機のいずれかとし、借上又は購入のいずれか一つの経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとし、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

| 項目               | 補助率    | 補助限度額             |
|------------------|--------|-------------------|
| (1) 草刈機・除雪機の借上費用 | 10分の10 | 年度内4日分まで<br>100千円 |
| (2) 草刈機・除雪機の購入費用 | 2分の1   | 500千円             |

(交付申請書等の様式)

第7条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書(様式第1号)に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更)

第8条 規則第6条の規定による決定の通知を受けた自治会(以下「補助事業者」という。)は、申請した補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ氷見市地域ぐるみ環境保全促進事業費補助金事業変更承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付決定の変更を行い、氷見市地域ぐるみ環境保全促進事業費補助金事業変更承認通

知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止する場合には、氷見市地域ぐるみ環境保全促進事業費補助金事業中止（廃止）申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、事業の中止又は廃止を承認し、氷見市地域ぐるみ環境保全促進事業費補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告の様式）

第10条 規則第12条第1項に規定する補事業実績報告書（様式第7号）に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 事業報告書（様式第8号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（細則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（氷見市地域ぐるみ環境保全促進事業費補助金交付要綱の廃止）

2 氷見市地域ぐるみ環境保全促進事業費補助金交付要綱（平成30年3月30日制定。）は廃止する。